広報

きたかた

2011
11
No.71



今月のおもな内容

子ども議会……②
福島県議会議員一般選挙……④
健全化判断比率と資金不足比率……⑤
都市マスタープラン案に対する意見募集…⑥
11月は納税推進強化月間……⑦

議会や市政のしくみを学習

平成23年度喜多方市 子ども議会





平成23年度「喜多方市子ども議会」が10月7日、市議会議場で開かれました。これは市内の小・中学校の児童・生徒に社会科学習の一つとして、議会や政治の仕組みを体験学習し、市の施策や郷土に強い関心を持ってもらおうと毎年開かれているものです。子ども議会には市内全小・中学校から各学校代表の24人が出席し、議長に栗田佳奈さん(高郷中)、副議長に津村美花さん(塩川小)が選出され、代表12人の質問に市長をはじめ部長等が答弁しました。その主な内容を紹介します。



議　長
栗田佳奈さん
(高郷中)



副議長
津村美花さん
(塩川小)

姉妹都市について



2番議員
鈴木祐亮くん
(第二小)

今後、市内の小学生も姉妹都市であるウィルソンビル市と交流していけるよう計画できないでしょうか。

(答弁)過去、喜多方市から派遣した中学生や、ウィルソンビル市からの小学生が、慣れない土地や異なった環境で過ごすことでホームシックになった事例もあり、心や体の負担が大きいため、小学生の派遣は難しい状況にあります。そのため小学校訪問事業で交流を進めています。

空き店舗の有効活用について



4番議員
高橋芽生さん
(上三宮小)

閉まっている店もレトロ横丁のようにみんなが利用できる施設にできないでしょうか。空き店舗を活用するためどのような計画がありますか。

(答弁)蔵の町並みが見られるようアーケードを撤去し、「昭和レトロミュージアム」、「子どもステーション」、「蔵のまち案内所」などが設置されています。空き店舗に対する市の「家賃補助事業」を利用して営業しているお店もあります。

除雪車の出動について



5番議員
大塚智也くん
(第三小)

喜多方市では、どれくらい雪が積もると歩道の除雪車を出すようになっていますか。登校前に除雪を終わらせることはできないでしょうか。

(答弁)積雪が概ね15㌢になった時点で、午前4時ごろに除雪車を出動させています。登校時間の午前7時までを目標に歩道除雪を実施していますが、平成22年度は記録的な大雪のため、除雪に時間がかかる場合もありました。

クマ対策について



7番議員
渡部はるかさん
(熊倉小)

クマが下りてこなくて済むようにし、私たちが安全に登下校や生活ができるようにするクマよけ対策についてどのように取り組んでいますか。

(答弁)熊が山に住めるよう、山の手入れがし易くなる支援をしています。クマが怖がる花火や青い光をだす道具を使い、クマを山に戻す対策を行っています。人に危害を加えるおそれがある場合などは、ワナを使って捕まえる場合もあります。

地震時の避難方法と学校耐震化について



9番議員
都倉陸くん
（慶徳小）

学校に、すべって避難できる避難袋がないのはなぜか、学校を安全な建物にするためどのような取り組みをしているのか、お聞かせください。

（答弁）学校は建築基準法により避難通路として二つの階段がつけられています。ホテルや旅館の場合は非常階段を二つ目の階段とし、高い建物には消防法で救助袋を備え付けます。市内の学校は、計画的に耐震補強工事が進められています。

野菜の放射性物質について



10番議員
上野葉希さん
（熱塩小）

喜多方市の野菜は安全だと思いますが、具体的にはどのように調べているのでしょうか。

（答弁）農家から農作物をいただいて、郡山の県農業総合センターへ持ち込み測定し、安全性が確認できたものだけを販売しています。長い期間収穫できる野菜は定期的に何回も測定し、山菜やきのこについては収穫の時期に合わせて検査します。米も二段階検査で安全確認済みです。

公園の整備について



12番議員
関本好花さん
（堂島小）

公園の安全性を高めるために整備していく計画があるか、どのような取り組みをしているか教えていただきたいと思います。

（答弁）喜多方市では公園を良好な状態で利用できるよう、その都度悪いところを直し、遊具の点検、公園のトイレ清掃、木の手入れや消毒も行っています。町内会の方々が清掃したり、花壇の手入れをしている公園もあります。

安全な歩道について



15番議員
大竹礼人くん
（駒形小）

安全な通学が出来るよう縁石があのある歩道を作っていただきたいと思いますが、計画はあるかお聞かせください。

（答弁）質問の駒形小学校の通学路は、道路幅が5メートルと狭く、交通量が多いことから長年検討し、2年間で外側の線の引き直しと、歩道部の一部のカラー舗装を行いました。現在の道幅の中では縁石で区切られた歩道を作る計画はありません。

公共施設利用子ども専用バスについて



17番議員
唐橋凜くん
（高郷小）

夏休み中だけでも公共施設と各町を往復する子ども専用バスを運行していただけないでしょうか。

（答弁）スクールバスなどを利用し、学校プール開放時には10回程度送迎を実施しています。借りたい本があれば公民館へ申し込むと図書館から公民館へ届く仕組みもあります。専用バスについてはバスの確保や運行コースの問題があるため、今すぐに実施することはできません。

喜多方市の町おこしについて



19番議員
五条方杏美さん
（第二中）

喜多方市として、観光客を増やし、地域活性化のために取り組んでいることについて教えてください。

（答弁）喜多方夏まつり、花火大会、きたかたレトロ横丁、きたかた喜楽博、喜多方冬まつり、そばまつり、各種ウォーキング大会やバルーンイベント、蔵のまちアートぶらりー、など実施しています。さらには「花でもてなす喜多方」として花を活用した取り組みも行っています。

喜多方市の自然の活用について



21番議員
遠藤幸成くん
（会北中）

「ひめさゆり祭り」のような地域のすばらしさを感じたり、自然を大切に守っていこうとしたりする行事はありますか。

（答弁）福寿草まつり、桜ウォーク、桜まつり、花しょうぶまつり、さつきまつり、飯豊山などの山開き、ソバの花ウォーク、長床ウォーク、リバーサイドウォークを実施しています。「花ごよみ」の作成や雄国沼保護活動なども実施しています。

スポーツ振興について



23番議員
齋藤真由さん
（山都中）

スポーツ交流都市宣言を踏まえ、喜多方市として今後どのような取り組みをするのか教えていただきたいと思います。

（答弁）ニュースポーツ体験、体力テスト、パラグライダー体験、エアロビクス教室、ボート体験など各地区の特色を生かしたスポーツフェスティバルを実施します。体操のお兄さんの佐藤弘道さんを講師にした親子体操教室も計画しています。

福島県議会議員一般選挙

～明日のために確かな選択～

投票日　11月20日（日）

喜多方市耶麻郡選挙区（定数３人）
※選挙区が変わりました。

◆投票できる方

○年齢要件　平成３年11月21日までに生まれた方（３カ月居住要件有）

○住所要件　平成23年８月９日までに転入届をされた方で、引き続き３カ月以上喜多方市に住んでいる方

○県内１回転出者　喜多方市の選挙人名簿に登録されている方で、平成23年８月10日以降、県内の市町村へ１回だけ転出された方

※投票に際しては、「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」の提示が必要となりますので詳しくは喜多方市選挙管理委員会にお尋ねください。

◆入場券　入場券は、有権者１人に対し、１枚ずつ郵送で配付されます。投票所へ行くときは、必ず持参してください。

　入場券は、10月31日までの選挙人名簿により作成します。11月１日以後に転居された場合は、選挙人名簿の移し替えを行わず、投票日当日は転居前の投票所での投票となりますので、注意してください。

※万一入場券が届かなかった場合や、紛失してしまっても選挙人名簿に登録され投票の資格のある方であれば、投票所で入場券の再発行を受けて投票することができます。

※候補者が定数の場合は、投票が実施されませんので入場券は郵送されません。

◆投票所　投票日当日の投票所は、入場券の表面に記載された指定の投票所のみとなります。入場券をよく確かめてからお出かけください。※郵送された入場券をお持ちのうえ、指定の投票所（入場券の表面に記載）で投票してください。

◆投票時間

　投票所により投票時刻が異なりますので入場券を確認してください。



投票日当日に投票所へ行けない場合

期日前投票

　投票日に仕事、レジャーや旅行、冠婚葬祭などの理由で投票できない見込みの方は、期日前投票ができます。期日前投票は、次のどの投票所でも投票できますので、入場券をお持ちのうえ投票してください。

◆期間　11月11日（金）～11月19日（土）

期日前投票所の場所	投票時間
喜多方市役所Ｃ棟会議室	午前８時30分～午後８時
喜多方市熱塩加納会館事務室	午前８時30分～午後７時
塩川総合支所第２小会議室	
山都総合支所小会議室	
高郷総合支所メモリアルルーム	

不在者投票

◆期間　11月11日（金）～11月19日（土）

○喜多方市以外の市町村で投票

　仕事や旅行で滞在している市区町村の選挙管理委員会で不在者投票ができます。喜多方市選挙管理委員会に投票用紙の請求をしてください。請求は、電子メール、ファックスではできませんので、直接または郵送で提出してください。

○病院、老人ホーム等の施設

　出産や病気その他の理由で、福島県選挙管理委員会が指定した病院や施設に入院、入所されている方は、その施設内で不在者投票をすることができます。本人がその病院又は施設の長に申し出てください。

○郵便による不在者投票

　身体に重度の障害がある方は、自宅等において投票用紙に記載し、郵便により不在者投票をすることができます。あらかじめ郵便等投票証明書の交付を受ける必要があります。詳しくは、喜多方市選挙管理委員会にお尋ねください。

問　喜多方市選挙管理委員会事務局☎（24）５２５８または各総合支所住民課地域振興班

※喜多方市耶麻郡選挙区以外の情報については、各地区の選挙管理委員会にお尋ねいただくか、福島県選挙管理委員会のホームページをご覧ください。

22年度 財政

健全化判断比率と資金不足比率を公表します

平成22年度決算に基づく健全化判断比率と資金不足比率を公表します。

この比率については、地方公共団体の財政が健全であるかどうかを表す指標として、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき毎年度の決算について計算し公表することになっています。

健全化判断比率および資金不足比率

平成22年度決算に基づく本市の各指標は、いずれも早期健全化基準を下回りました。

また、21年度決算に基づく比率と比較しますと、実質公債費比率については1・4ポイント、将来負担比率については30・4ポイント改善されました。

指標の内容

○実質赤字比率…一般会計などを対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

○連結実質赤字比率…全会計を対象とした実質赤字または資金不足額の標準財政規模に対する比率

○実質公債費比率…一般会計などが負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率

○将来負担比率…一般会計などが将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率

○資金不足比率…一般会計などの実質赤字額にあたる公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

※標準財政規模とは、地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的な一般財源の額を示します。

問 財政課財政班☎(24)5213

◆健全化判断比率　（単位：%）

指標名	22年度決算に基づく比率	21年度決算に基づく比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	12.65	20.0
連結実質赤字比率	—	—	17.65	40.0
実質公債費比率	17.4	18.8	25.0	35.0
将来負担比率	111.5	141.9	350.0	

※実質赤字比率、連結実質赤字比率については、実質赤字額、連結実質赤字額がないため、「—」と表示しています。

※「早期健全化基準」や「財政再生基準」以上になると、それぞれ「財政健全化計画」や「財政再生計画」の策定が必要となり議会の議決も必要となります。

◆資金不足比率　（単位：%）

会計名	22年度決算に基づく比率	21年度決算に基づく比率	経営健全化基準
農業集落排水事業特別会計	—	—	20.0
下水道事業特別会計	—	—	20.0
山都簡易水道事業等特別会計	—	—	20.0
高郷簡易水道事業特別会計	—	—	20.0
水道事業会計	—	—	20.0

※いずれの会計も資金不足額がないため、「—」と表示しています。

※経営健全化基準以上になると、公営企業会計ごとに経営健全化計画の策定が必要になり、議会の議決も必要となります。

喜多方市都市マスタープラン案に対する意見を募集します

都市マスタープランとは

都市計画法第18条の2に位置づけられた「都市計画に関する基本的な方針」のことで、おおむね20年後の将来都市像の実現に向けた、基本的な方針を明らかにするものです。

市では、これまでに、住民アンケートや地区懇談会などをとおして市民の皆さんの意見を取り入れながら、新たな都市マスタープランを検討してきました。

パブリックコメント（意見募集）

計画の案を公表しますので、ご意見をお寄せください。

◆意見募集期間
11月7日(月)～12月6日(火)

◆意見提出資格
○市の区域内に住所を有する者
○市の区域内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体
○市の区域内に存する事務所または事業所に勤務する者
○市の区域内に存する学校に在学する者
○この案に利害関係を有する個人および法人その他の団体

◆公表方法
○公表場所…まちづくり課、各総合支所建設課
○市ホームページへの掲載

◆提出方法・提出先
意見書(任意の様式)に住所・氏名・電話番号を明記のうえ、まちづくり課または各総合支所建設課へ持参するか、郵便、ＦＡＸ、Ｅメールにより提出してください

公聴会の開催

この公聴会は、皆様のご意見をお聞かせいただくため開催するものです。公聴会に出席し意見を述べたい方は、次により公述の申し出をしてください。

◆日時
11月24日(木)午後6時30分から

◆場所
喜多方市役所保健センター(3階)大会議室

◆案件
喜多方市都市マスタープラン案

◆公述人の資格
喜多方市にお住まいの方

◆公述の申し出
公聴会に出席し意見を述べたい方は、11月7日から11月21日までの平日(午前8時30分～午後5時)に、必要事項を記載した公述申出書を提出してください。
※公述申出書は閲覧場所に備え付けてあります。公述申出書の提出は閲覧場所で受け付けます。

◆案の閲覧
11月7日から11月21日までの平日(午前8時30分～午後5時)、まちづくり課、各総合支所建設課において閲覧することができます。

◆公述人の選定
公述申出書の中に同じ内容の意見が多数ある場合は、公述人を選定することがあります。

◆公聴会の傍聴
公聴会を傍聴したい方は、当日、会場へおいでください。
※会場の都合で傍聴席の数を限らせていただく場合もあります。

住民説明会の開催

計画の案について、次により地区ごとに説明会を開催します。

◆日時・場所

開催日	時間	場所
11月14日(月)	午後６時30分～	塩川郷土民舞伝習施設ふるさと会館民舞伝習室
11月15日(火)	午後６時30分～	熱塩加納会館大ホール
11月16日(水)	午後６時30分～	高郷公民館大会議室
11月17日(木)	午後６時30分～	山都開発センター大集会室
11月18日(金)	午後６時30分～	喜多方市保健センター大会議室

問申 まちづくり課都市計画係
☎(24)５２４１、ＦＡＸ(25)７０７３、Ｅメールmachizukuri@city.kitakata.fukushima.JP

11月は納税推進強化月間

喜多方市では11月を「納税推進強化月間」とし、市税の納付推進に向けて取り組みを強化しています。

納税は国民の義務であり、税金の未納は社会的信用を失うことにもつながります。納期内にきちんと納付しましょう。

早めの納税相談を

どうしても納められないときは、早めの納税相談をお願いします。また、災害等でやむをえない場合は、減免や猶予の制度もありますので、お気軽にご相談ください。

口座振替を推進しています

銀行や市役所での納付が難しい方は、前もって銀行に口座振替依頼書を提出することで自動的に納付ができる口座振替が便利です。納め忘れを防ぐためにもぜひご利用ください。

滞納していると…

○管理職等訪問徴収を実施します

11月上旬に、市役所、各総合支所の全管理職、税務、国保担当者が一斉に滞納者宅を訪問し、市税の納付を働きかけます。

○「差押」を実施することがあります

各金融機関の預貯金等を調査し、法律に基づき「差押」を行なう場合があります。また、勤務先に給与照会を行い、差押を行なう場合があります。

○悪質な滞納については、福島県とともに構成する「会津地域地方税滞納整理推進機構」の対象事案として、滞納整理を行なう場合があります。

問 税務課税制収納班☎(24)5219

税を考える週間

税務署では、11月11日から17日までの1週間を「税を考える週間」として、皆様に税務行政に対する理解と信頼をより深めていただくことを目的として、様々な情報を提供し、税務行政に対するご意見やご要望をお寄せいただく機会を設けています。

将来を担う子供たちの税に関する作品の展示やパンフレットの配布を行いますので、お気軽にお立ち寄りください。

◆場所 ヨークベニマル喜多方店2階特設会場「みんなの税の広場」

◆期間 11月11日から17日

◆時間 午前10時から午後5時まで(11月17日は午前中のみの開催となります)

◆展示作品 小学生の税に関する習字全作品、納税標語優秀作品、中学生の税に関する作文優秀作品、高校生の税に関する作文優秀作品

税の無料相談

ヨークベニマル喜多方店2階特設会場及び東北税理士会喜多方支部会員の各事務所において、税の無料相談を開催致します。お気軽にご相談ください。

◆日時 11月15日(火)午前10時～午後4時

東北税理士会喜多方支部会員

会員名	会員住所	電話番号
坂内　栄一	喜多方市寺町	22－1300
山口　一郎	喜多方市花園	22－1762
片桐　仁志	喜多方市稲荷宮	22－2055
安西　　順	喜多方市塩川町	27－2454
渡部　利夫	喜多方市一本木下	22－4309
佐藤万之輔	喜多方市北町	23－1308
長嶋理一郎	喜多方市諏訪	24－4222
川田美緒子	喜多方市東川原田	22－2696
山崎　修己	喜多方市慶徳町	22－4573
結城　兼夫	喜多方市花園	24－2822

※「にせ税理士」にご注意ください。

年末調整説明会と青色申告決算説明会

年末調整説明会と青色申告決算説明会を次のとおり開催します。

該当する方には、税務署からご案内いたしますので、できるだけ指定された日時に出席してください。

○年末調整説明会

11月17日(木)	午前10時～ 午後1時30分～	喜多方プラザ

○青色申告決算説明会(営業・不動産)

12月2日(金)	午前10時～ 午後1時30分～	喜多方市厚生会館

○青色申告決算説明会(農業)

12月6日(火)	午前10時～ 午後1時30分～	喜多方市厚生会館
12月7日(水)	午前10時～	
12月8日(木)	午後1時30分～	塩川ふるさと会館
12月9日(金)	午後1時30分～	山都開発センター



問 喜多方税務署☎(24)5050

11月は年金月間です

忘れずに

国民年金の取得手続きを

皆さんは、会社を辞められた際など、国民年金に加入する手続きをされていますか。忘れずに加入手続きをしましょう。



なぜ、年金に加入するの？

日本では、20歳～60歳までの方は必ず公的年金に加入することが義務となっています。

また、老後に年金を受け取るには、免除期間も合わせた加入期間（未納期間を除き）が25年（３００か月）以上必要です。加入期間が足りないため、「老後に年金を受け取れない」ということがないようにしましょう。

そして、病気やけがで障害が残ったときや、残された家族のための年金（障害年金、遺族年金など）もあります。これらは、公的年金に加入していなければ、申請をすることができません。

さまざまな出来事に備え、
年金に加入しましょう。



市役所でのお手続き対象の方

年金加入者には、左表のとおり３つの種類があります。１号と３号は国民年金です。会社など勤務している方（２号）と扶養されている配偶者（３号）、の年金手続きは勤務先が行っています。しかし、会社を辞めると、ご自身での手続きが必要です。

市役所で手続きが必要なのは、**これから１号になる方です。**

年金加入者の種別

種類	該　当　者
１号	自営業、学生、会社を辞めた方など
２号	会社員、公務員など
３号	２号の方に扶養されている配偶者

手続きが必要な例
夫（55歳）会社員、妻（54歳）専業主婦で夫の扶養に入っていた。10月末で夫が退職。
夫 ２号→１号　　妻 ３号→１号
夫婦２人とも１号になるので、市役所窓口での手続きが必要です。

どのように手続きをすればいいの？

【手続き場所】
本庁市民課・各総合支所住民課
※会社を離職された方は、離職日や雇用保険の喪失日を証明する書類が必要です。

○国民健康保険と国民年金に同時に加入する方
国民健康保険の加入手続きをした方は、国民年金の加入手続きも同時に行われます。

○健康保険は、任意継続や家族の社会保険に扶養として加入し、国民年金のみ加入の方
国民年金係で、国民年金資格取得申請書をご記入・提出して頂きます。

○学生の方
「国民年金保険料学生免除制度」
◆必要なもの…学生証のコピー（表と裏の両面）、印鑑

○一般の納付困難な方
「国民年金保険料免除制度」
◆必要なもの…印鑑、雇用保険受給資格証（離職した方）など

問 市民課国民年金係☎（24）５２２６ または各総合支所住民課市民サービス班

年金保険料が納付できない…そんなときは免除の申請を！

納付が困難な場合は、申請し承認されれば、年金保険料の免除または減免を受けることができます。

同じ世帯のご家族の方が、本人に代わって申請することもできます。



ご存知ですか？・・・年金保険料は日割り計算しません。月単位です。

国民年金は日割り計算ではなく、月単位で納めていただきます。
その月の最終日に、加入者がどのような年金状態だったかで、国民年金の納付月が決まります。

例）退職日としては１日違いの２人ですが、国民年金の支払い開始月が違ってきます。
Ａさん（10月30日）　Ｂさん（10月31日）
※国民年金の加入日は、退職日の次の日です。

	退職日	国民年金加入日	10月31日の年金状態	国民年金の支払い開始月
Aさん	10月30日	10月31日	国民年金	10月
Bさん	10月31日	11月1日	厚生年金	11月

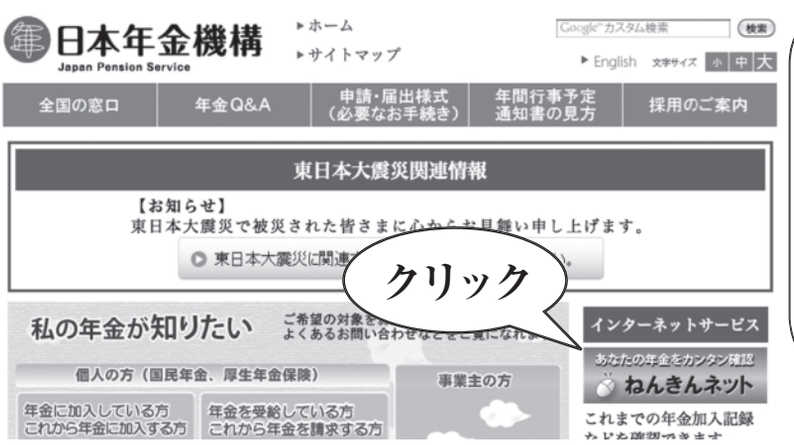
退職日に注意して、国民年金の払い忘れを防止しましょう。

ねんきんネット　インターネットで ご自身の年金記録が確認できます！

自宅などのインターネットで、日本年金機構のサイトから利用登録し、アクセスキー取得後、ご自身の年金記録が確認できます。年金額の試算もできます。（平成23年10月末開始予定）
※市役所の年金担当窓口では、個人情報のため「ねんきんネット」はご利用できません。

＜まずは利用登録をしてみましょう＞

① インターネットで日本年金機構のサイトにまずはアクセスします。
② 下記のような画面が表示されたら、右側の「ねんきんネット」をクリックし、「ご利用登録」の画面より必要事項（基礎年金番号など）を入力します。
③ 日本年金機構よりＩＤが発行されます。***1*週間程度※**でご自宅に郵送されます。
④ ＩＤがお手元に届いたあとに、ご利用が開始できます。



※今年４月以降にねんきん定期便を受け取った方は、その中に「ねんきんネット」のアクセスキーが記載されています。
（ユーザーＩＤと別です。）
それを利用するとユーザーＩＤの郵送が必要ないため、５分程度でユーザー登録が完了します。



ノーテレビ・ノーゲーム運動　推進中！

教育委員会

街中で右のようなのぼり旗を見たことはありませんか。教育委員会では「喜多方っ子メディア活用力向上推進事業」の１つとして、ノーテレビ・ノーゲーム運動に取り組み、今年で３年目を迎えました。

テレビ、ゲーム、パソコン、携帯電話などにどっぷり漬かってしまうと、健全な心身の発達に影響が出ることが分かってきました。そこで、喜多方の子どもたちがメディア漬けにならず、じょうずに活用することができるように、この運動に取り組み続けています。

家庭、学校、地域が力を合わせ、ノーテレビ・ノーゲーム運動をさらに推進していきましょう。





5つの提言

1．毎月第一水曜日に「ノーテレビ・ノーゲーム」運動に取り組みましょう。
2．テレビやゲーム、携帯電話の総時間を見直して、今より少なくしましょう。（目安は１日２時間まで）
3．食事（授乳）中はテレビを消しましょう。
4．子ども部屋に不必要なテレビやパソコンなどを置くことはやめましょう。
5．家族みんなで過ごす時間を大切にしましょう。

＜取り組んでの感想＞

★　ゲームをやらなかったら、べんきょうがすすんだ気がしました。（小学生）
★　ぼくはNOテレビ・NOゲームをやって目がつかれなくなりました。（小学生）
★　いつもよりテレビを見る時間を少しでも減らすと、家族との会話もはずみ１週間楽しく過ごせた。これからも取り組んでいきたいと思う。（中学生）
★　自分から進んでテレビを消して取り組んでいました。毎日続けられるように家族で協力したいです。（幼稚園保護者）
★　だらだらとテレビを見ないよう、新聞の番組欄に見たい番組の印を付けさせるような工夫をしたいと思います。（小学生保護者）
★　テレビを見る時間を少し減らし学校での出来事など聞くことで、子どもとの距離が縮まったように感じました。（中学生保護者）

喜多方っ子は大丈夫？

喜多方市のホームページで「電子メディア活用状況調査」の結果がご覧になれます。☞喜多方　ノーテレビ で検索

問 学校教育課管理指導班 ☎(23)2113

学校・家庭・地域連携推進事業
～ともに考えよう 喜多方っ子の今・未来～
（第33回喜多方市青少年健全育成を語るつどい）

子どもたちの健やかな成長のために、学校、家庭、地域住民その他の関係者が、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚し、お互いに連携・協力していくことが求められていることをふまえ教育委員会では「学校・家庭・地域連携推進事業」に取り組んでいます。

今回は、子どものメディア依存の現状と問題点を明らかにし、メディアとのよりよい関係づくりに向けて学校・家庭・地域がどう連携を図っていくべきかを考えます。

＜主催＞　喜多方市教育委員会（喜多方っ子メディア活用力向上推進委員会）
＜日時＞　平成23年11月26日（土）午後１時～４時
＜会場＞　喜多方プラザ 小ホール

1　開　　会　午後１時～

2　基調講演　午後１時10分～

脳科学の発達により、過度のメディア依存が人間の脳の発達を阻害することがわかってきました。喜多方っ子は大丈夫？

「今、子どもたちがあぶない！　子どもたちに笑顔を！」
講師／田澤　雄作　氏（独立行政法人国立病院機構仙台医療センター総合成育部長）

3　活動報告　午後２時20分～

先進的な取り組みとして県も注目！

「ノーテレビ・ノーゲーム運動 これまでの取り組みで見えてきたもの」
報告者／小島　雄一（喜多方っ子メディア活用力向上推進委員）

4　講　　演　午後２時50分～

キレる、ひきこもり、不登校・・・
今 求められる心の教育とは？

「“子どもの心”を感じ、豊かな心を育む」
－遊び、物語、そして言葉を越えたかかわり合いを通して－
講師／森　さち子　氏（慶應義塾大学総合政策学部准教授・臨床心理学・精神分析学）

5　閉　　会　午後３時50分～

大人が変われば子どもも変わる！　ふるってご参加ください！

※申し込み不要、参加無料、託児所あり

問 学校教育課管理指導班　☎(23)2113

インフルエンザ予防接種のお知らせ

新型インフルエンザは、今年４月から通常の季節性インフルエンザにかわりました。今年度は、次のとおり予防接種を実施します。

高齢者インフルエンザ予防接種（定期予防接種）

対象者 本市に住民票のある方で次に該当する方
①65歳以上の方（接種日現在65歳以上の方）
②60歳から65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器に重い障害がある方で「身体障害者手帳１級」の交付を受けている方、又はヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に障害がある方

接種（助成）回数 １回

自己負担額 １０００円

実施場所
喜多方・会津若松・両沼郡医師会に所属する協力医療機関
※上記以外の医療機関については市へお問い合わせください。

小学６年生以下の子どもと妊婦を対象としたインフルエンザ予防接種（任意予防接種）

今年度は市独自で子育て支援の一環として行います。

対象者 本市に住民票のある方で次に該当する方
接種日において
①生後６ヵ月から小学６年生相当年齢の方
②妊婦の方
③前記の①②に該当される方で、東日本大震災の影響により市内に避難されている方
※任意予防接種であることを認識したうえで接種を希望されることが前提です。

接種（助成）回数
①生後６ヵ月～小学６年生相当年齢まで　２回
②妊婦の方　１回

自己負担額 １回につき１０００円

実施場所
喜多方・両沼郡医師会に所属する協力医療機関
※上記以外の医療機関で受ける方は、全額自己負担となります。（接種費用の一部償還払いをしますので、市へお問い合わせください。）
※ ０歳児や妊婦の方は、受け入れできない医療機関がありますので、事前に医療機関にお確かめください。

実施期間
23年11月1日～24年1月31日

接種の方法
事前に医療機関に予約をしてください。高齢者・子供インフルエンザ予防接種委託医療機関に説明書と予診票が置いてあります。
※医療機関一覧をご希望の方は市へお問い合わせください。

医療機関に持参する物
①健康保険証
②身体障害者手帳（高齢者で該当する方のみ）
③自己負担免除に該当される方は、免除券又は生保受給者証明書
④高齢者インフルエンザ予防接種カード（水色の接種記録カードを持っている方のみ）
⑤母子健康手帳（子ども・妊婦の方のみ）

接種費用の免除
免除を受けるには**事前の手続きが必要です。**

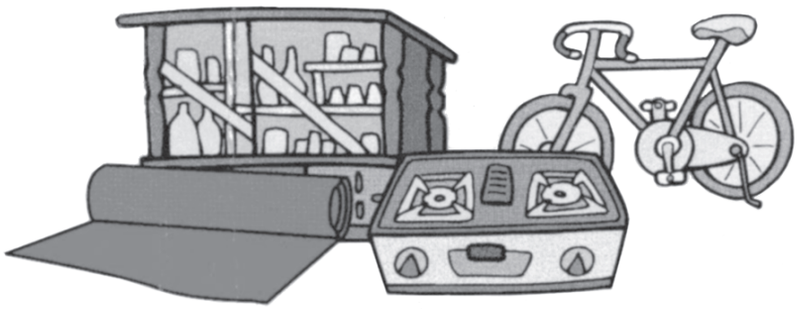
該当者
市が実施するインフルエンザ予防接種事業の該当者で
①生活保護世帯の方
②市民税非課税世帯に属する方（世帯員全員が非課税）

申請手続き
①生活保護世帯の方
本庁社会福祉課または最寄りの総合支所住民課市民サービス班に申請して、「生活保護受給証明書」の交付を受けてください。
②市民税非課税世帯の方
本庁保健課健康係または各総合支所住民課市民サービス班に印鑑・健康保険証をご持参のうえ申請してください。該当者に免除券を交付します。
代理の方が申請される場合は、委任状が必要です。
※23年１月２日以降に転入された方は、前住所地での非課税証明が必要です。
※接種後の償還払いは受付しませんのでご了承ください。

インフルエンザの予防接種は自ら接種を希望される方が受けるものであり、強制するものではありません。予防接種の効果や副反応等について十分に理解されたうえで接種をうけるかどうかご判断ください。

問 保健課健康係☎（24）5223　または各総合支所住民課市民サービス班

家庭の粗大ごみ収集



自己搬入

家庭で生じたごみで、環境センター山都工場で処理できるものを自分で搬入する場合は、無料で引き取りを実施しています。

◆搬入日時　日曜日、国民の祝日、年末年始（12月31日～24年1月3日）を除き随時受け入れします。

○月～金曜日…午前8時30分～午後4時30分

○土曜日…午前8時30分～正午

◆搬入場所

喜多方地方広域市町村圏組合環境センター山都工場（山都町小舟字二ノ坂山乙2619番地1）☎（38）3005

市の収集

今年度最後の収集を11月に実施します。

事前に生活環境課または各総合支所住民課窓口へ所定の申請書で申し込んでください。（申込書は各窓口に備え付けてあります）

① 申請の際に一品500円、1000円、1500円の処理ステッカーを必要枚数購入する。

② 市の指定日の朝8時30分までに粗大ごみに処理ステッカーを貼り付けて排出する。

③ 指定日に、申し込みのあった各家庭を専用の収集車で回収にまわります。時間は指定できません。処理ステッカーを貼り付けていないものは収集しません。

◆申込期限　11月17日（木）

◆回収日　11月22日（火）～25日（金）の予定

※満65歳以上の高齢者のみの世帯、生活保護世帯、母子世帯、身体障がい者のみの世帯など、やむを得ない事情がある場合は費用を免除する制度があります。

※粗大ごみとは、家庭生活で生じたもので、指定可燃ごみ袋または指定不燃ごみ袋に入らず、塵芥収集車（パッカー車）に入らない耐久消費材などの大型ごみのことです。具体的には各種電化製品、家具、自転車などです。ただし、法律で製造メーカーによるリサイクルが義務づけられている、家電リサイクル対象品（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン）、廃パソコン、オートバイおよび処理場での処理が困難なごみは収集できません。

詳しくは、すでに各家庭に配付しているチラシ「家庭ごみの分け方・出し方保存版」をご覧ください。

問 **●粗大ごみの自己搬入について…**喜多方広域市町村圏組合環境センター山都工場☎（38）3005

●市の許可を持つ一般廃棄物収集運搬業者…生活環境課環境推進班☎（24）5261

●家庭の粗大ごみ定期収集申し込み窓口…生活環境課環境推進班☎（24）5261、各総合支所住民課〔熱塩加納☎（36）2111、塩川☎（27）2400、山都☎（38）3805、高郷☎0241（44）2113〕

許可業者への収集依頼（有料）

廃棄物の収集運搬をするためには許可が必要です。現在、市の許可を得ている収集運搬業者は17社です。引越しや家の中の整理などで大量にごみが出る場合や、事業に伴って生じたものは、次の業者へ依頼してください。

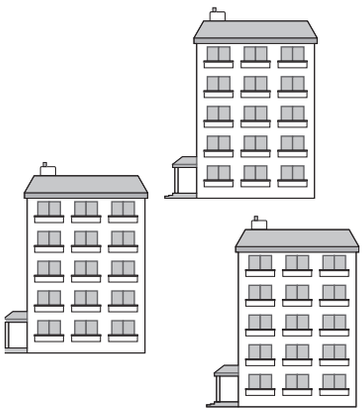
【一般廃棄物収集運搬業の許可業者一覧】

（23年11月現在・五十音順）

業者名	電話番号
㈱あいづダストセンター	0242（36）5351
㈱荒川産業	（21）1511
㈱いいで	（38）3808
㈲喜多方綜合衛生センター	（22）1594
㈲北塩原衛生センター	（33）2379
㈲グリンアース	（23）0100
㈱佐藤総業	0242（24）5933
㈲昭和衛生	（22）0289
高郷清掃	（22）2553
㈲塚原興業	（27）8256
㈲塚原鉄筋工業	（27）7551
㈲坂下リサイクルサービス	0242（83）3402
㈲ピアス	（21）4070
松浦商事㈱	0242（27）4433
丸佐運送㈲	（22）7554
㈲山都塵芥収集社	（38）3272
㈲渡辺重機	（24）2688

市営住宅の入居者を募集します

市では、5月・8月・11月・2月の年4回、市営住宅の入居者を募集しています。今回11月の募集は次のとおりです。



◆高齢者・障がい者向け住宅

No.	住宅名	号	構造	間取り	家賃
1	一ノ堰団地 5号棟	58号（1階）	中層耐火構造 4階建て	3K（6畳、4畳半2間）・水洗	9,100円～ 17,800円
2	御殿場団地 8棟	102号（1階）	中層耐火構造 4階建て	3LDK（6畳3間）・水洗	22,900円～ 45,000円
3	御殿場団地 14棟	103号（1階）	中層耐火構造 4階建て	3LDK（6畳3間）・水洗	23,500円～ 46,100円

◆一般住宅

No.	住宅名	号	構造	間取り	家賃
4	下台団地 5号棟	522号（2階）	中層耐火構造 4階建て	3DK（6畳2間、4畳半）・水洗	13,800円～ 27,200円
5	舘ノ内団地 41棟	33号	簡易耐火構造 平屋建て	3K（6畳、4畳半、3畳）・汲取り	3,100円～ 6,100円
6	御殿場団地 8棟	301号（3階）	中層耐火構造 4階建て	3LDK（6畳3間）・水洗	23,700円～ 46,600円

※No.2、3、6は、単身での入居はできません。

◆住宅の所在地

一ノ堰団地（豊川町一井字間々ノ上）、**御殿場団地**（塩川町御殿場五丁目）、**下台団地**（岩月町橿野字舘野）、**舘ノ内団地**（塩川町窪字舘ノ内）

入居資格

入居資格については次のような条件がありますので、詳しくは、建設課建築住宅係へお尋ねください。

○現に同居し、または同居しようとする親族（婚約者も含む）があること。ただし、高齢者や障がい者などは単身でも可能な場合があります。

○世帯の収入が「公営住宅法の収入基準に示す基準」の範囲内であること。

○市税などの滞納がないこと。

○持ち家が無いこと。また、親などの名義の持ち家であるが、納税義務者になっている場合は申し込みできません。

○入居申込者および同居予定者の中に暴力団員がいないこと。

申込受付期間・時間

11月1日（火）から15日（火）までの午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除きます）

※11月1日（火）、4日（金）、8日（火）、11日（金）、および15日（火）は本庁でのみ午後7時まで受け付けします。（場所は本庁1階税務課隣）

※今回の募集で入居決定者がいない住宅については、12月2日（金）から平成24年1月10日（火）までの間、随時入居申し込みを受け付けます。ただし、当該住宅の申し込みがあり次第、受け付けを終了します。

申し込み方法

建設課建築住宅係および各総合支所建設課に備え付けの申込書によりお申し込みください。

選考方法

住宅の困窮度からなる選考基準と、公開抽選により決定します。

公開抽選予定日

12月1日（木）

入居開始予定日

12月16日（金）

問申 **建設課建築住宅係☎（24）5246または各総合支所建設課建設管理係**



みんなで応援しよう！
がんばれ喜多方市チーム

第23回市町村対抗福島県縦断駅伝競走大会（ふくしま駅伝）

11月20日（日）午前7時40分 号砲
市チームのゼッケン番号は 7

第23回市町村対抗福島県縦断駅伝競走大会（ふくしま駅伝）は11月20日、白河市総合運動公園陸上競技場から福島県庁前までの16区間、96・5キロのコースで行われ、49チームが参加し、熱戦が繰り広げられます。市チームに市民の皆さんの声援をお願いします。

今年のふくしま駅伝は東日本大震災の影響を受け、浜通りの一部の市町村では選手の起用などについて、特別ルールのもとで開催されます。

大会に向けた士気も少しずつ高まってきています。市チームは「7」番のゼッケンをつけてコースを駆け抜けます。市民の皆さんの温かい応援をお願いします。

市民応援団員募集

大会当日、力走する市チームの応援団（60人、先着順）を募集します。

◆**応援個所**　郡山市、二本松市付近
◆**参加費**　無料
◆**申込期限**　11月14日（月）
◆**出発時間**　午前7時30分（押切川公園体育館前より）

※昼食は各自ご準備ください。

選手団壮行会

市チームの選手団壮行会を11月14日（月）午後6時より、市保健センターで行います。市民を代表して出場する選手の皆さんに激励をお願いします。

問申 ふくしま駅伝実行委員会事務局（（財）喜多方市体育協会）☎（23）0771

感謝の気持ちで 一秒 短縮



喜多方市チーム
監　督
塚原和憲さん

喜多方市は特別ルールには該当しませんが、震災対応の影響で、例年より遅れてのチーム編成となりました。

今年もたくさんの方々に支えられながら競技できることに感謝の気持ちを込め、昨年までの競技力はもとより、チームの結束力を高め、さらなる一秒の短縮にこだわります。

喜多方市チーム選手団の皆さん（敬称略）

区分		氏名
監督		塚原和憲
コーチ		長澤恵輔
顧問		野邉晴男
候補選手（男子）	一般 大学生（16人）	加藤伸治　高橋　誠　佐藤健太郎 渡邊　洋　上野幹浩　長嶋祐二郎 塚原健司　田部勇希　佐原尚樹 板橋　寛　塚原史章　五十嵐元輝 花見大輔　一重嶺太　後藤悠太 大場　悠
	高校男子（7人）	高橋由輝　若菜優雅　田崎祐太 横山広樹　五十嵐聡丈　生井宏明 一重紀仁
	中学生（11人）	佐藤貴洋　後藤　豪　菊地久夫 遠藤祐樹　鈴木啓友　穴澤航太 荒川　遊　国井涼翔　小池祐太 一重祐樹　伊藤　鴻
候補選手（女子）	一般（3人）	猪俣美樹　梅宮あゆみ　栗田美穂
	高校生（3人）	佐藤恵美　岩橋美里　岩橋佳奈
	中学生（15人）	一重　舞　古川日咲子　上野紗耶佳 東條穂乃花　山　涼子　塩田ひなの 高橋悠香　佐藤　茜　菊地潤美 雪　晴美　東海林歩実　山口涼香 湯浅　光　佐藤千沙　佐藤優

※各区間走者の最終決定は、11月19日（土）となります。